



厚生労働省発健 1216 第 1 号
令和 3 年 12 月 16 日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 2 項の規定により適用する同法第 24 条第 5 号及び同法附則第 7 条第 5 項の規定に基づき、別紙 1 「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2 「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和 3 年 2 月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第 1 号厚生労働大臣通知）一部改正案」について、貴会の意見を求めます。



厚 科 審 第 44 号
令 和 3 年 12 月 16 日

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 宇 殿

厚生科学審議会長
福 井 次 矢



「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」等について（付議）

標記について、令和3年12月16日付け厚生労働省発健1216第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種実施規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種の方法に、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワ
クチン（SARS-CoV-2）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条の承認を受けたものに限る。）を初
回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリット
ルとする方法を加えること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和三年二月十六日付け厚生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣通知）一部改正案

一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において、追加接種を行う場合に使用するワクチンにコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年五月二十一日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の承認を受けたものに限る。）を加え、その対象者を十八歳以上の者とする。

二 この通知は、令和三年 月 日から適用するものとする。